平成２５年（フ）第６９６号
愛知県北名古屋市六ツ師宮西145番地　こゆき荘５号
債務者　伊東　弘美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３号
三重県津市河芸町東千里57番地１　河芸マンション608号
債務者　坂　　純子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４１号
三重県津市安濃町安濃1354番地
債務者　別所　大司
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５２号
三重県鈴鹿市江島町1231番地の１　ローズハイツ伊坂屋303号室
債務者　三輪テレシタこと　ＭＩＷＡ　ＴＥＲＥＳＩＴＡ　ＦＥＲＲＡＴＥＲ
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８６号
長崎県長崎市新大工町２番19号　井手ビル301
債務者　秋山　慎司
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９９号
仙台市宮城野区清水沼３丁目６番45号　メゾンM201
債務者　岡崎　美香（旧姓國分）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１４号
宮城県塩竈市藤倉１丁目13番９号　フローラ金塚202、住民票上の住所宮城県大崎市古川穂波４丁目３番15号　ファミールＫ壱番館201号
債務者　杉山　健一（旧姓勝山）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１８号
宮城県多賀城市高橋４丁目９番５―503号
債務者　及川　茂男
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
仙台市宮城野区二十人町22番地ファミール榴ヶ岡401
債務者　三嶋　仁平
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
宮城県名取市大手町５丁目16番地の７
債務者　布田　利行
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
仙台市泉区長命ケ丘５丁目12番地の１　ロイヤル青葉206
債務者　佐々木伸一
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２８７号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目19番36号　伊山荘102号
債務者　阿部　和也
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２６号
宮城県白石市鷹巣西２丁目５番32―306号　Ａ306
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市田中42番地
債務者　熊谷ハル子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第２１号
宮城県気仙沼市東中才442番地20気仙沼鹿折住宅331号
債務者　加藤　由明
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第２５号
宮城県本吉郡本吉町津谷長根190番地
債務者　菅原　貴浩
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第２６号
宮城県気仙沼市岩月箒沢81番地189
債務者　堀内　健二
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部